

## 【参加資格】

### (対象事業者)

札幌市内にある宿泊施設を運営する者のうち、次のいずれかに該当する者

- ア 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第 2 条第 2 項から第 3 項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所」を営む者
- イ 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

### (対象事業者の遵守事項)

対象事業者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
  - ア 役員等（対象事業者が個人である場合にはその者を、対象事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、対象事業者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (2) 対象事業者は、前号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- (3) 北海道が定めた「新北海道スタイル」の構築に向けた取組を実施している者、または業界団体が示しているガイドラインを参考に、感染予防の対策に継続的に取組むなど、宿泊者に安心してもらえる環境を提供しなければならない。

【参加要件】

下記の「また来てさっぽろ 宿泊補助券」の利用スキームにご対応できる施設であること

(1) 応募

9月1日～12月31日



上記期間に宿泊した方が応募  
(施設に設置の QR コードから応募)



(2) 当選者確定

1月中旬



宿泊補助券(シリアルナンバー附番)発送



(3) 予約受付

1月中旬～令和3年2月末



予約対象は【1月中旬～令和3年8月末】宿泊のプラン  
応募時と同一の宿泊施設限定



当選者からの予約 (宿泊施設に直接、電話等で予約する)

※予約時に、宿泊補助券当選者である旨伝え、シリアルナンバー等を伝える。

※宿泊施設は、事前に事務局から送付された当選者情報と突合

期間内に予約が無い場合、宿泊補助券は使用不可となります

(4) 請求と支払

令和3年3月中



請求 (シリアルナンバー等の予約者情報を事務局に連絡)



支払 (事務局で当選者情報と突合。年度末等に一括支払)

期間内に請求されない場合、金額は支払われません

(5) 宿泊・現地清算

令和3年1月中旬～令和3年8月末



予約されたプランから1万円を割引いた金額で現地清算

